

2016 年度

安全報告書

本報告書は航空法第 111 条の 6 並びにこれに基づく
航空法施行規則第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 に基づいて作成しました。

IBEX

アイベックスアビエーション株式会社

「2016年度 安全報告書」の発行にあたりまして

平素より アイベックスアビエーション株式会社 をご利用いただき、誠にありがとうございます。

私たちは、安全運航は企業の社会的責務であり、企業運営の基盤であることを認識し、お客様と社会からの信頼をより確かなものとするため、役職員一人ひとりが自らの役割と責任を自覚し、社員一丸となって安全活動に取り組んでおります。

この度「2016年度 安全報告書」を作成するに当たり、役職員全員が安全運航の維持・向上に決意を新たにし、さらなる安全活動の徹底に努める所存でございます。

是非ご一読いただき、当社の安全活動に対する取り組み等をご理解いただくとともに、一層のご指導ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2017年 9月

アイベックスアビエーション株式会社
代表取締役社長 前澤 豊

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

(航空法施行規則第221条の6 第1号)

アイベックスアビエーション安全三原則

- 1 安全は経営の基本である。
- 2 操縦士は安全を守ることに誇りを持つ。
- 3 完全なる整備は安全の礎となる。

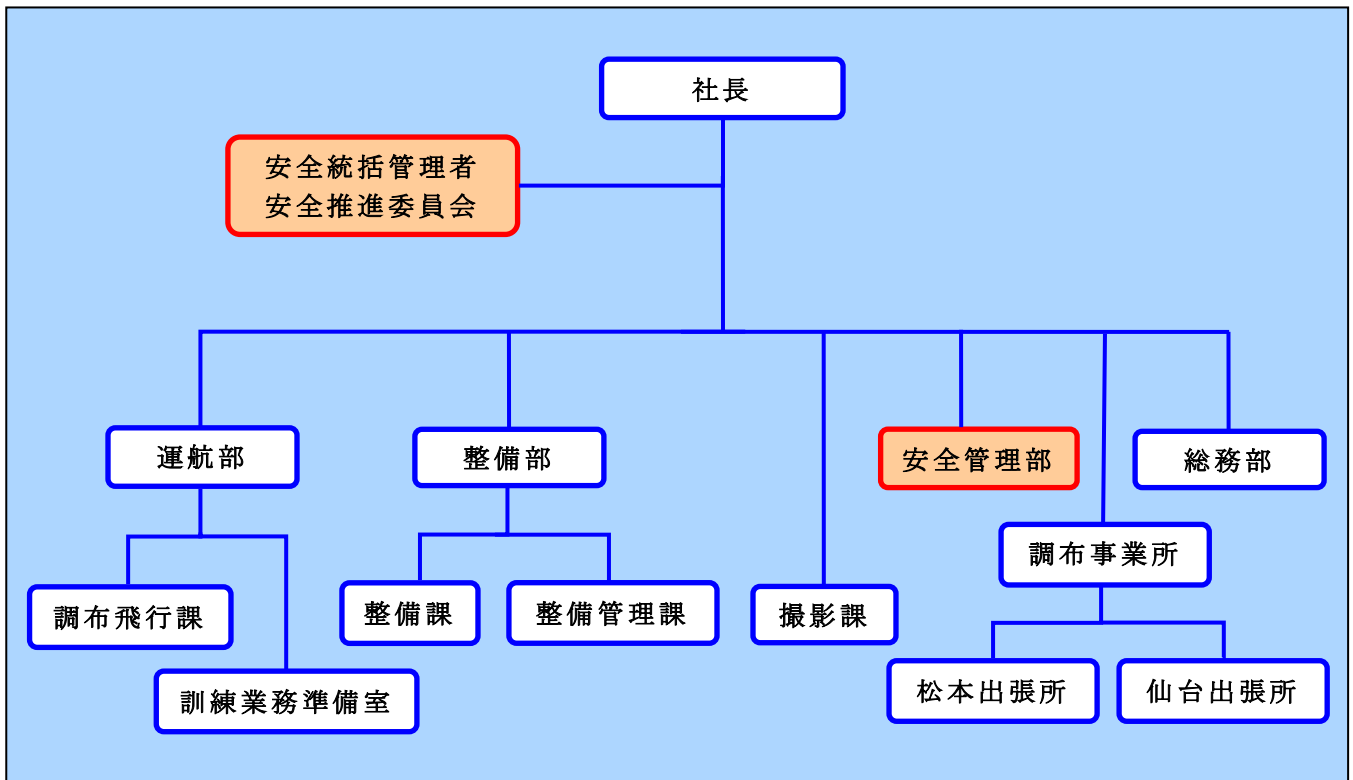
当社では経営方針の筆頭に安全運航に徹することを掲げています。すべての社員が安全を無視した経営は成り立たないということを認識し、これを具体的に安全三原則として、安全推進を行っております。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

(航空法施行規則第221条の6 第2号)

(1) 安全確保に関する組織の機能及び人員に関する情報(平成29年3月31日現在)

ア. 全体組織及び安全確保に関する組織図



イ. 安全確保に関する組織の機能・役割

・安全推進委員会

安全推進委員会は、安全管理体制において各部門から独立した上位の機関とし、安全統括管理者の職務遂行を補佐し、リスク管理の体系的な実施に中核的な役割を果たしています。

この委員会を通じ、会社の安全管理体制に関する問題点及び必要な改善策等を討議し、安全管理体制の継続的な改善を図り安全施策の決定を行っています。

・安全管理部

安全管理部は各部門に対して安全に係る情報を収集、伝達しています。安全に関する情報を安全管理部にて一元的に扱うことにより、各部門が情報を共有できるため、全社的に安全意識を向上させることが出来ます。

ウ. 航空機乗組員及び整備従事者の人員数

航空機乗組員	整備従事者
13名	10名

エ. 運航管理担当者の人員数及び整備従事者のうち有資格整備士の人員数

運航管理従事者	有資格整備士
10名	9名

(2) 日常運航の支援体制

ア. 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領:空航第58号」、「整備規程審査要領:空機第73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領:空機第68号及び69号」により定められており、これに従って実施しております。

これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧ください。

イ. 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制

I フライトバックミーティング(運航部門)

日常運航において不具合が発生した場合、機長は直ちに運航管理担当者及び整備士に状況を報告します。事後、フライトバックミーティング(略称FBM)を開催し、問題点、改善策を検討します。

これらで得られた情報は、社内メール及び社内回覧として掲示され、社員がいつでも閲覧出来るようになっています。

II ツールボックスミーティング(整備部門)

日々の整備作業において、業務開始前後に作業の内容や方法・段取り・問題点について話し合い、指示伝達を行います。

不具合に関しましては、発生頻度および同型機での再現の可能性などから技術検討を要すると判断される場合、整備通報(MSI)を発行し社員に内容を周知し再発防止に努めております。

III その他安全のための社内啓蒙活動の取り組み

- ・ 各種講習会に参加し、安全に関する情報の積極的な収集
- ・ 各種安全情報の社内共有化
- ・ 社内安全教育の実施

ウ. 使用している航空機に関する情報(平成27. 4. 1~平成28. 3. 31実績)

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間	平均年間飛行回数	導入開始	平均機齢
セスナ172	5	4	288 時間	947	1981年	16
セスナ206	3	6	112 時間	147	1986年	37

3. 航空法第111条の4の規定による報告に関する事項

(航空法施行規則第221条の6 第3号)

- (1) 総件数: 4 件
- (2) 主要な事態(安全上の重大性や社会的な反響が大きかった事態)

※ 該当する事態はありません。

- (3) トラブルの種類別、機種別、国内線・国際線別の発生状況等参考となるデータ

- ・航空事故: 該当事項はありません。
- ・重大インシデント: 該当事項はありません。
- ・その他安全上のトラブル: 該当事項はありません。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

(航空法施行規則第221条の6 第4号)

- (1) 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合、それに関して講じた措置

※ 国から受けた事業改善命令等はありません。

- (2) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取り組みの実施状況

全社員が関連法令及び社内における各規程を遵守し、航空の安全確保について維持・向上を目指して取り組み、重大インシデント及び航空機事故の発生0件を達成いたしました。

5. 2017年度の全社的な安全目標及び各部門の具体的な取り組み目標

- (1) 2017年度安全目標

1. 全体目標

重大インシデント 発生0件の継続
航空機事故 発生0件の継続

2. 各部門安全目標

運 航 部

- ・FBMの質的向上
- ・安全教育の実施

整 備 部

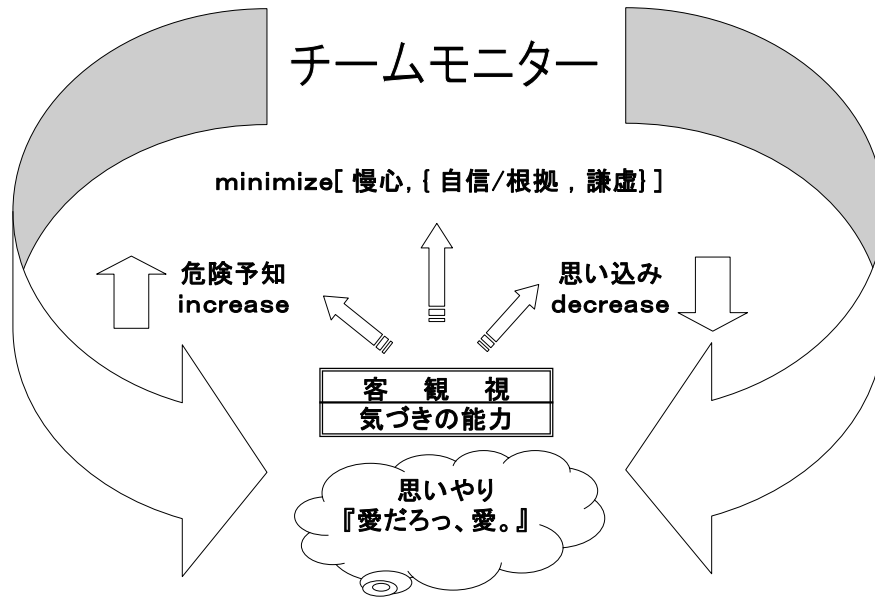
- ・整備作業に起因する事故0件(事故/重大インシデント0件)
- ・整備作業時における事故0件(労働災害0件)

安全管理部

- ・安全を支える人づくり
- ・安全を支えるしくみづくり

(2) その他、全社員安全への取り組み

航空法第103条に規定される基本事項を確認するとともに、当社の「安全三原則」を毎年度の安全目標の要とし、さらにチームモニターを実施することで全社一丸となって安全運航に取り組み、目標達成に努めます。



社員個人は、物事を「客観視」し、「気づきの能力」を高めることで、エラーの原因の一つである「思い込み」を排除し、「危険予知」能力を高め、さらに「根拠」に基づいた「自信」と「謙虚」さで「慢心」を極小化する。

上図は、これらを役職員全員でモニターしフィードバックさせ、更にその能力を高め安全運航に寄与するためのフローです。

以上